

（日）議題第1 令和2年小樽市議会第2回定例会提出予定議案

（予 算 議 案）

議案1 令和2年度小樽市一般会計補正予算（先議予定）

議案2 令和2年度小樽市一般会計補正予算

議案3 令和2年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

（条例案その他の議案）

議案4 小樽市特別職に属する職員の給与の特例に関する条例案

市長及び副市長の令和2年7月分の給料月額を10%減額するもの

施行期日 令和2年7月1日

議案5 小樽市税条例の一部を改正する条例案

地方税法等の一部改正（令和2年3月31日公布等、同年4月1日施行等）に伴い、個人の市民税のひとり親控除を新設するとともに、固定資産税の現所有者の申告の制度化、新型コロナウイルス感染症等に係る特例措置の新設等を行うほか、所要の改正を行うもの

《主な改正内容》

① 個人市民税の見直し（施行期日 令和3年1月1日）

ア 未婚のひとり親について、ひとり親控除の新設（合計所得500万円以下）及び非課税措置の対象に追加（合計所得135万円以下）

イ 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例を新設

② 法人市民税の見直し（施行期日 令和4年4月1日）

国・法人税における連結納税制度の廃止及び個別帰属法人税額の廃止に伴い、税率等の規定を整理

③ 固定資産税の見直し（施行期日 公布の日）

ア 登記簿又は固定資産課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者（相続人等）の申告義務の規定を新設

イ 戸籍等の調査を行っても、土地又は家屋の所有者が不明である場合に、使用者を所有者とみなして課税することができる規定を新設

ウ わがまち特例の特例措置を一部拡大

④ 軽自動車税の見直し（施行期日 公布の日）

環境性能割の税率を1%軽減する特例措置の適用期限を6か月延長（令和3年3月31日までに取得した軽自動車が対象）

⑤ 市たばこ税の見直し（施行期日 令和2年10月1日及び令和3年10月1日）

軽量な葉巻たばこを紙巻たばこの本数へ換算する方法の段階的見直し

⑥ 新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等を規定

（施行期日 公布の日）

※ その他地方税法等の一部改正に伴う改正及び所要の改正（文言整理）

議案6 小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（令和元年5月31日公布、令和2年5月25日施行等）に伴い、通知カードの再交付に係る手数料を廃止するとともに、所要の改正を行うもの

施行期日 公布の日

議案7 小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準内閣府令の一部改正（令和2年4月1日公布、同日施行）に伴い、改正後の基準内閣府令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和を行うとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の基準内閣府令の内容》

・連携施設の確保の緩和

市長が、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、特定地域型保育の提供終了時において引き続き教育・保育を提供する連携施設を特定地域型保育事業者が確保することについて定める規定を適用しないこととすることができる」とするもの

施行期日 公布の日

議案8 小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令の一部改正（令和2年3月26日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、連携施設の確保の緩和等を行うとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の基準省令の内容》

・連携施設の確保の緩和

市長が、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、保育の提供終了時において引き続き教育又は保育を提供する連携施設を家庭的保育事業者等が確保することについて定める規定を適用しないこととすることができる」とするもの

・居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと認める場合の明確化

居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育について、保護者の身体上、精神上又は環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を明確化するもの

施行期日 公布の日

議案9 小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

基準省令の一部改正（令和2年3月4日公布、同年4月1日施行）に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童支援員に認定されるために必要となる研修の受講機会を拡充するとともに、所要の改正を行うもの

《適用する改正後の基準省令の内容》

・放課後児童支援員に認定されるために必要となる研修の受講機会を拡充

放課後児童支援員認定資格研修は、都道府県知事又は指定都市の長が実施することとなっていたが、中核市の長も実施可能となったことにより、当該研修の受講機会が拡充されるもの

施行期日 公布の日

議案10 工事請負契約について

工事名称 潮見台中学校校舎耐震補強工事

契約金額 1億8,810万円

契約の相手方 小樽市若竹町3番1号

近藤・小杉共同企業体

議案11 工事請負契約について

工事名称 旧緑小学校解体工事

契約金額 2億1,890万円

契約の相手方 小樽市若竹町3番1号

近藤・山吹共同企業体

議案12 不動産の取得について

【資料】

次の土地（旧最上B住宅敷地）を取得するもの

土地の表示	小樽市最上2丁目64番17	宅地	1,730.46m ²
	小樽市最上2丁目64番18	宅地	1,900.25m ²
	小樽市最上2丁目64番19	宅地	2,063.17m ²
	小樽市最上2丁目64番20	宅地	1,500.45m ²
	小樽市最上2丁目64番22	雑種地	162.90m ²
	小樽市最上2丁目64番23	雑種地	256.49m ²
	小樽市最上2丁目64番24	雑種地	568.20m ²
	小樽市最上2丁目64番25	雑種地	235.88m ²
	小樽市最上2丁目65番193	宅地	146.51m ²
	小樽市最上2丁目65番194	宅地	545.05m ²
	小樽市最上2丁目65番195	宅地	360.91m ²
		計	9,470.27m ²

取得価格 3,000万円

取得先 東京都中央区晴海1丁目8番8号
ACAクリーンエナジー株式会社

議案13 動産の取得について

次の物品を取得するもの

① 物品名 ロータリ除雪車

② 取得価格 4,521万円

③ 取得先 札幌市中央区北1条西7丁目1番地

ナラサキ産業株式会社北海道支社

(幸報 告 等)

専決処分報告

令和2年3月16日に発生した道路標識の支柱からの落雪による事故に係る損害賠償について、同年5月25日に専決処分したもの

賠償額 31万2,554円（車両修理費）

発生場所 小樽市築港123番 臨港道路小樽港総貫線

- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（おたる自然の村公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽水族館公社）
- ・ 経営状況を説明する書類の提出について（小樽観光振興公社）

(追加予定議案)

・ 工事請負契約について（追加送付予定）

重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店保存修理工事の請負契約を締結するもの
〔6/3入札予定〕

・ 小樽市固定資産評価審査委員会委員の選任について

中嶋秀夫氏 令和2年6月30日任期満了

・ 人権擁護委員候補者の推薦について

一柳富佐子氏 令和2年9月30日任期満了
池田道弘氏 //

・ 小樽市農業委員会委員の任命について

北島吉治氏 令和2年7月27日任期満了
古里和夫氏 //
佐々木晴男氏 //
岩部利治氏 //
三國幸一氏 //
川畑正美氏 //
千葉進氏 //
今堀政藏氏 //
林下孤芳氏 //
木露正敏氏 //
江南繁壽氏 //
本間俊一氏 //
中橋義則氏 //
田口玲子氏 //

※ 人事案件については、最終本会議の日に提案の予定です。